

「(仮称)世田谷区児童養護施設退所者等奨学基金条例」の創設について(案)

(付議の要旨)

児童養護施設を退所した子ども等が大学等に進学するための資金に充てる給付型奨学金事業の実施に向け、同事業を社会全体で支える仕組みとするため、新たな基金を創設する。

1. 主旨

社会的養護が必要な子どもとして児童相談所の措置により入所していた施設を退所した子ども等が大学等に進学・通学する資金の一部を給付することを通じて、学業と生活を両立しながら社会的自立を図っていく過程を支援することを目的として、児童養護施設退所者等給付型奨学金事業を実施する。

事業実施にあたり、社会的養護が必要な子どもが夢と希望を持って、未来を切り開くための支援を社会全体で支えるため、広く区民・事業者等より寄附を募り奨学金の原資とすることを目的として、(仮称)世田谷区児童養護施設退所者等奨学基金を創設する。

2. 給付型奨学金事業について

(1) 給付対象者

社会的養護が必要な子どもとして児童相談所の措置により入所していた施設や里親等を措置解除された子ども等のうち、今後も親族等からの経済的支援を受けることができない者。

区内の児童養護施設(対象となる児童養護施設は、区内2施設)、児童自立支援施設(区内施設なし)、児童自立生活援助事業を実施する区内の自立援助ホーム(対象となる自立援助ホームは、区内3施設)の退所者

区内の里親(区内在住の里親16名)及び区内で小規模住居型児童養育事業を実施する者(区内対象なし)への委託措置を解除された者

世田谷児童相談所が措置した区民で、区外の上記 または の施設・里親に措置された退所者又は委託措置解除者

(2) 給付対象となる学校

学校教育法に定める大学、短大、高校卒業資格を入学要件とする専修学校・各種学校

(3) 給付額

年額36万円(各学校の定める規定の年数を上限とする)

大学の学費減免や民間の給付型奨学金制度を利用する場合、年間の学費から減免額及び給付額を差し引いた額と36万円の額の小さい額を奨学金の額とする。

(4) 給付対象経費

入学金を除く授業料、施設設備費を含む大学在籍期間中に在籍校へ納入する費用

( 5 ) 事業費

平成 28 年度事業費 720 万円

( 6 ) その他

当該退所者等の孤立を防ぎ、相談等ができる関係性の維持を目的として、本人からの支給申請に加え、施設の長または里親等による推薦を申請要件とする。

3 . ( 仮称 ) 世田谷区児童養護施設退所者等奨学基金条例について

事業実施にあたっては、社会的養護が必要な子どもが夢と希望を持って、未来を切り開き同じスタートラインに立つための支援を社会全体で支える仕組みを構築するため、広く区民・事業者より寄附を募り奨学金の原資とすることを目的として、( 仮称 ) 世田谷区児童養護施設退所者等奨学基金を設置する。

( 1 ) 基金の種類

特定目的積立基金

( 2 ) 基金への繰入

基金の運営にあたっては、一定の残高を確保する必要があり、当面 10 年間の事業実施に向けて、5000 万円を基金の原資として、一般財源から拠出する。

繰入額の設定については、一定期間経過後に、社会情勢や国・東京都の施策、民間支援、社会的な需要などを鑑みたくえで、本事業の検証を行う必要もあることから、10 年間の期間における事業実施による繰出し及び一定程度の寄附金及び運用益による繰入れを勘案し、上記記載の額とした。

なお、他の基金同様、本基金についても広く周知を行うことで、基本計画や子ども計画で掲げる寄附文化の醸成を図り、寄附金を原資とする持続可能な基金としての仕組みの構築を目指す。

4 . 今後のスケジュール

平成 27 年 12 月 16 日	福祉保健常任委員会報告 ( 基金条例の創設について ( 案 ) )
平成 28 年 1 月 14 ・ 15 日	政策会議 ( 基金条例案 )
2 月上旬	福祉保健常任委員会報告 ( 基金条例案 )
2 月	平成 28 年第 1 回区議会定例会に条例案提案
3 月	条例公布 ( 中間議決 ) 条例施行
4 月	事業実施